

申入書兼質問書

令和2年11月24日

〒160-8501 東京都新宿区左門町4番地 四谷アネックス
株式会社サンミュージックブレーン
代表取締役 西 潟 昌 平 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松 久 三四彦

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階

TEL : 011-221-5884 FAX : 011-221-5887

拝啓 時下益々ご清祥のことと存じます。

- 1 当法人は、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じた消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題専門家により構成されているNPO法人です（詳細は当法人のホームページ（URL：<http://www.e-hocnet.info/index.html>）をご参照ください。）。

また、当法人は、平成22年2月25日からは平成21年6月に施行された「改正消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務）を行う「適格消費者団体」として活動しております。

この度、貴社の運営する芸能人養成所であるサンミュージック・アカデミーのレッスン生の納入済み費用の返金に関する規定について、消費者契約法上問題がある可能性がありますので、貴社に対し、以下のとおり申入れ及びご質問を行います。

2 レッスン生の納入済み費用の返金規定について

サンミュージック・アカデミーのウェブサイト (<https://www.sunmusic-academy.jp/faq.html>) によりますと、レッスン生として入所する場合、事前に入所費用及びレッスン料を納入する必要があるものと見受けられます(上記ウェブサイトの「費用について」の項参照)。

ところが、そこには「納入金の返金は対応いたしかねます。」との記載があり、レッスン生が一旦納入した上記入所費用及びレッスン料については、レッスン契約を解除した場合に、レッスン開始日の前後を問わず、一切返金しない条項であるかのように解されます(以下「本件条項」といいます)。

そのため、下記3で述べるとおり申入れを行います。

3 申入れについて

本件条項は、レッスン生がレッスン契約を解除するに伴い、納入額相当の支払いを求めるものであり、損害賠償額の予定又は違約金を定める趣旨の条項と解されます。そのため、その金額が条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超える場合は、消費者契約法9条1号により、平均的な損害を超える部分につき無効となります。

この点につき、レッスン開始前の時点においては、少なくともレッスン料に関する損害は生じていないことは明らかです。そのため、レッスン前に解除する場合においても、納入済みレッスン料相当額のキャンセル料が発生すると規定する本件条項は、明らかに平均的損害を超える違約金を定めたものであり、消費者契約法9条1号に違反し、無効となります。このことは、大学の学納金に関する最高裁判所の判決(平成18年11月27日最高裁判所判決)の判断内容からしても明白です。

従いまして、貴社におきまして、本件条項に関し、消費者契約法9条1号に適合した契約内容に変更されますよう、申し入れます。

4 ご質問について

もし、本件条項が上記のような解釈とは異なり、レッスン開始日前の解除に

に伴い、レッスン生に対し、レッスン料等の返金を行うことがある場合は、その具体的な内容につき契約書、学則等の客観的な資料をご開示の上、ご回答ください(なお、ご回答の内容によっては、再度の申入れを行う場合もあります)。

また、返金を行うことがある場合は、その具体的な内容につきウェブサイト上においても、一般の消費者に分かりやすい記載に訂正されるようお願いいたします。

5 つきましては、上記3の申入れ及び上記4のご質問に対する貴社のご回答を、文書にて令和3年1月8日までにいただきたくお願いいたします。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

敬具